

四日市市告示第 2 9 3 号

四日市市市民緑地の指定及び管理に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 4 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市市民緑地の指定及び管理に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市市民緑地の指定及び管理に関する要綱（平成 1 7 年四日市市告示第 1 5 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（市民緑地契約の締結等）</u></p> <p>第 4 条 市長は、市民緑地を指定しようとするときは、あらかじめ土地所有者と協議のうえ、当該土地所有者と市民緑地土地使用<u>貸借</u>契約を締結するものとする。</p> <p>2 市民緑地土地使用契約の期間は、5 年以上で無償の<u>貸借</u>とする。</p> <p><u>3 土地所有者は、第 1 項に規定する市民緑地契約を同一の条件で期間を更新しないときは、当該市民緑地契約の期間が満了する 6 月前までに、契約を更新しない旨の申出をしなければならない。ただし、相続が発生した場合その他特に理由があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>（土地所有者の行為の制限及び協議）</p> <p>第 8 条 土地所有者は、市長と締結した市民緑地土地使用<u>貸借</u>契約に定められた契約期間中に市民緑地において、</p>	<p><u>（市民緑地指定）</u></p> <p>第 4 条 市長は、市民緑地を指定しようとするときは、あらかじめ土地所有者と協議のうえ、当該土地所有者と市民緑地土地使用<u>賃借</u>契約を締結するものとする。</p> <p>2 市民緑地土地使用契約の期間は、5 年以上で無償の<u>賃借</u>とする。</p> <p>（土地所有者の行為の制限及び協議）</p> <p>第 8 条 土地所有者は、市長と締結した市民緑地土地使用<u>賃借</u>契約に定められた契約期間中に市民緑地において、</p>

次に掲げる行為をしてはならない。

(市民緑地であることの証明)

第 1 3 条 市長は、市民緑地契約を締結した土地所有者から当該契約に係る土地が市民緑地である旨を証明するよう申出があったときは、当該事項を証明するものとする。

2 土地所有者は、前項の規定により証明を申し出るときは、市民緑地の用地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明願（第 1 号様式）及び継続して貸し付けることに同意する旨の申出書（第 2 号様式）により市長に申し出るものとする。

3 第 1 項の規定に基づく証明は、市民緑地の用地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明書及び継続して貸し付けることに同意する旨の申出書に受付印を押印したものにより行うものとする。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

次に掲げる行為をしてはならない。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則の次に次の 2 様式を加える。

第1号様式

市民緑地の用地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明願

年 月 日

四日市市長

申出者 住所

氏名 印

電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

以下の土地が、都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市局制定）別紙4の市民緑地に該当することを証明願います。

記

土地の明細

番 号	所 在 地	地 積

市民緑地の用地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明書

上記の土地については、都市緑地法運用指針（平成16年12月国土交通省都市局制定）別紙4の市民緑地に該当することを証明します。

年 月 日

四日市市長

印

第2号様式

継続して貸し付けることに同意する旨の申出書

年 月 日

四日市市長

申出者 住所

氏名

印

電話番号

申出者 住所

氏名

印

電話番号

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日に開始した(相続・贈与)に係る(被相続人・贈与者)と四日市市との間で締結された市民緑地契約により、市民緑地の用地として貸し付けられている下記の土地については、引き続き市民緑地として貸し付けることに同意いたします。

1 名 称

2 所 在 地

3 所有権を有することとなった者

附則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)